

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役職員の兼業及び兼職に関する規程実施細則

令和 2年11月19日

自機細則第40号

最終改正 令和 8年 2月26日

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構役職員の兼業及び兼職に関する規程(令和2年自機規程第130号。以下「規程」という。)の実施に関し必要な事項については、別に定めるものを除き、この細則の定めるところによる。

(技術移転事業者の役員等の兼業)

第2条 規程第5条第1号に規定する「役員等」とは、監査役を除く取締役、業務を執行する無限責任社員、理事、支配人その他これらに準ずるもの(発起人及び清算人を含む。)をいう。

2 規程第5条第1号に規定する「技術移転事業者」とは、営利企業であって、次のいずれかの事業を実施するものをいう。

一 大学、高等専門学校及び大学共同利用機関における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利のうち国以外の者に属するものについて譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、機構における研究の進展に資するもので、その実施計画について文部科学大臣及び経済産業大臣にその計画が適当である旨の承認を受けた事業を行う者(以下「承認事業」という。)

二 国立の大学、高等専門学校及び大学共同利用機関における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者で、次に掲げるいずれにも適合している旨の文部科学大臣の認定を受けた事業を行う者(以下「大学認定事業」という。)

イ 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

ロ 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

ハ 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する民間事業者への情報提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているもの。

(技術移転兼業の許可基準)

第3条 機構長は、機構役職員（規程第2条に定める者をいう。以下同じ。）から技術移転兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

一 技術移転兼業を行おうとする機構役職員が、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。

二 機構役職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として承認事業及び大学認定事業に関係するものであること。

三 機構役職員と申請に係る技術移転事業者（親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

四 兼業の申請前2年間に、機構役職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

五 機構役職員としての職務の遂行に支障を生じないこと。

六 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項第2号に規定する「主として承認事業及び大学認定事業に関係するもの」とは、次に掲げる場合をいう。

一 機構役職員が技術移転事業者の代表取締役社長の職に就こうとする場合において、当該技術移転事業者の主たる事業が承認事業又は大学認定事業であるとき。

二 機構役職員が技術移転事業者の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が承認事業又は大学認定事業に関係するものであるとき。

3 第1項第3号、第4号及び第13条に規定する「契約関係」の判断は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断するものとする。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断するものとする。

4 兼業の申請前2年間に、機構役職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

5 第1項の許可は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

6 第1項の機構長の許可を受けるに当たっては、機関の議を経て、役員会の承認を得なければならない。

(技術移転兼業の申請)

第4条 技術移転兼業の承認の申請は、技術移転兼業承認申請書(別紙様式第1)により行うものとし、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 技術移転兼業を予定する技術移転事業者の定款、組織図及び事業報告

二 技術移転兼業に係る職員が就こうとする役員等の職名及び職務内容を証する技術移転事業者の作成した書面

三 その他参考となる資料

(研究成果活用企業の役員等の兼業)

第5条 規程第5条第2号に規定する「研究成果活用企業」とは、営利企業であって、研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

(研究成果活用兼業の許可基準)

第6条 機構長は、機構役職員から研究成果活用兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

一 研究成果活用兼業を行おうとする機構役職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。)を自らが発明、考案等(その帰属は問わない。)していること。

二 機構役職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関するものであること。

三 機構役職員が申請に係る研究成果活用企業(親会社を含む。)との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

四 兼業の申請前2年間に、機構役職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

五 機構役職員が就こうとする役員等としての職務内容に、機構に対する契約の締結に係る折衝の業務(研究成果活用事業に係る業務を除く。)が含まれていないこと。

六 機構役職員としての職務の遂行に支障を生じないこと。

七 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項第2号に規定する「主として研究成果活用事業に関係するもの」とは、次に掲げる場合等をいう。

一 機構役職員が研究成果活用企業の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき。

二 機構役職員が研究成果活用企業の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき。

3 第1項第3号、第4号及び第13条に規定する「契約関係」の判断は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断するものとする。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断するものとする。

4 第1項第3号、第4号及び第13条に規定する「権限行使」には、審議会等の委員として、許可の申し出に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することが含まれる。

5 第1項の許可は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

6 第1項の機構長の許可を受けるに当たっては、機関の議を経て、役員会の承認を得なければならない。

(研究成果活用兼業の申請)

第7条 研究成果活用兼業の承認の申請は、研究成果活用兼業承認申請書(別紙様式第2)により行うものとし、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 研究成果活用兼業を予定する研究成果活用企業の定款、組織図及び事業報告

二 研究成果活用兼業に係る職員が就こうとする役員等の職名及び職務内容(機構に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に係るものを除く。)の有無を含む。)を証する研究成果活用企業の作成した書面

三 研究成果活用企業が研究成果の事業化に関連して国等から受けている支援措置の内容を明らかにする資料

四 その他参考となる資料

(休職)

第8条 機構は、職員が許可を受けて従事している研究成果活用企業の役員等の職務に主として従事する必要があると認め、職員としての職務に従事することができないと認めるときは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程(平成16年規程第14号。以下「任免規程」という。)第15条第1項第5号に該当するものとして休職とすることができる。

(株式会社又は有限会社の監査役の兼業の許可基準)

第9条 規程第5条第3号に規定する「株式会社又は有限会社(以下「株式会社等」という。)の監査役の職を兼ねる場合」(以下「監査役兼業」という。)の申請があった場合には、当該監査役兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

一 監査役兼業を行おうとする機構役職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を機構役職員の職務に関連して有していること。

二 機構役職員が申請に係る株式会社等(親会社を含む。)との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

三 兼業の申請前2年間に、機構役職員が当該申請に係る株式会社等との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

四 申請の申出に係る株式会社等の経営に機構役職員の親族が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。

イ 機構役職員の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。)が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合

ロ 機構役職員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合

ハ 機構役職員の親族が当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いている場合

五 機構役職員としての職務の遂行に支障を生じないこと。

六 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。

七 兼業することにより、機構役職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。

八 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 第1項第2号、第3号及び第13条に規定する「契約関係」の判断は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断するものとする。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断するものとする。

3 第1項第2号、第3号及び第13条に規定する「権限行使」には、審議会等の委員として、許可の申し出に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接

影響力を有する審議に参画することが含まれるものとする。

4 前項の許可は、監査役の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

5 第1項の機構長の許可を受けるに当たっては、機関の議を経て、役員会の承認を得なければならない。

(監査役兼業の申請)

第10条 監査役兼業の承認の申請は、監査役兼業承認申請書(別紙様式第3)により行うものとし、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 監査役兼業を予定する株式会社等の定款、組織図及び事業報告

二 その他参考となる資料

(営利企業の役員等兼業の報告)

第11条 規程第13条第1項に規定する報告は、次に掲げる事項を記載したものとする。

一 氏名、所属及び職名

二 技術移転業者、研究成果活用企業又は株式会社等の名称

三 技術移転業者又は研究成果活用企業の役員等としての職務内容

四 技術移転業者、研究成果活用企業の役員等又は株式会社等の監査役としての職務に従事した日時等

五 技術移転事業者、研究成果活用企業又は株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

2 前項の規定に定める報告は、次の各号に掲げる兼業に応じて、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 技術移転事業者の役員等の兼業 別紙様式第4

二 研究成果活用企業の役員等の兼業 別紙様式第5

三 株式会社又は有限会社の監査役の兼業 別紙様式第6

(許可の取消し)

第12条 機構長は、規程第5条ただし書きに基づき許可した兼業が第3条第1項各号、第6条第1項各号又は第9条第1項各号の許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(業務の制限)

第13条 機構は、技術移転兼業、研究成果活用兼業又は監査役兼業の終了した日から2年間は、当該兼業に従事した機構役職員を技術移転事業者、研究成果活用企業又は株式会社等との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

(自営の定義)

第14条 規程第6条に規定する「不動産若しくは駐車場の賃貸を行う場合」にあつては次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱う。

一 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

二 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

ロ 駐車台数が10台以上であること。

三 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあつては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。）

四 第1号又は第2号に定める場合と同様の事情にあると認められる場合

2 規程第6条に規定する「太陽光電気の販売を行う場合」にあつては、太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合は、自営に当たるものとして取り扱う。

3 規程第6条に規定する「これら以外の兼業」とは、次の各号に掲げる場合には、自営に当たるものとして取り扱う。

一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等のうち、大規模に経営され、客観的に営利を主目的とすると判断される場合

二 機構役職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等（以下「機構役職員の有する知識・技能をいかした事業」という。）に係る自営を行う場合又は地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（以下「社会貢献に資する事業」という。）に係る自営を行う場合

（自営の兼業の許可基準）

第15条 機構長は、機構役職員から自営の兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

一 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

イ 機構役職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事業者に委ねること（親族による管理も含む。）等により機構役職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ハ 機構役職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

ニ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。

ホ 兼業することにより、機構役職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。

ヘ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

二 太陽光電気の販売を行う場合

イ 機構役職員と申請に係る太陽光電気の販売との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

ロ 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により機構役職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ハ 機構役職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

ニ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。

ホ 兼業することにより、機構役職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。

ヘ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

三 機構役職員の有する知識・技能をいかした事業又は社会貢献に資する事業を行う場合

イ 当該事業が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書（以下「開業届」という。）を提出して行うものであること。

ロ 当該事業が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面（以下「事業計画書等」という。）を作成して行うものであること。

ハ 機構役職員の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

ニ 事業計画書等において休日によりのみ事業を行うこととされていること等により
機構役職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ホ ハ及びニのほか、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

四 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業を行う場合

イ 機構役職員と当該事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

ロ 機構役職員以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により、
機構役職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

ニ 機構役職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

ホ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。

ヘ 兼業することにより、機構役職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。

ト その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項第3号の規定に定める事業を行う場合の許可の期間は、いずれも2年を超えない範囲とする。

(自営の兼業の申請)

第16条 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の承認を申請する場合には、別紙様式第7による自営兼業承認申請書(不動産等賃貸関係)により行うものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産又は駐車場の状況を明らかにする書面

二 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面

三 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方向を明らかにする書面

四 事業主の名義が兼業しようとする機構役職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該機構役職員との続柄並びに当該機構役職員の当該事業への関与の度合

五 機構役職員の人事記録の写し

六 その他参考となる資料

2 太陽光電気の販売に係る自営の承認を申請する場合には、別紙様式第8による自営兼業承認申請書(太陽光電気の販売関係)により行うものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

- 一 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面
 - 二 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面
 - 三 事業者が管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - 四 事業主の名義が兼業しようとする機構役職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該機構役職員との続柄並びに当該機構役職員の当該事業への関与の度合
 - 五 機構役職員の人事記録の写し
 - 六 その他参考となる資料
- 3 機構役職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営又は社会貢献に資する事業に係る自営の承認を申請する場合（第15条第3号イからホまでに掲げる基準に適合するものとして承認を申請する場合に限る。）には、それぞれ別紙様式第8の2による自営兼業承認申請書（機構役職員の有する知識・技能をいかした事業関係）又は別紙様式第8の3による自営兼業承認申請書（社会貢献に資する事業関係）により行うものとする。この場合において、これらの自営兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。
- 一 開業届の写し
 - 二 事業計画書等の写し
 - 三 事業主の名義が兼業しようとする機構役職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該機構役職員との続柄並びに当該機構役職員の当該事業への関与の度合
 - 四 機構役職員の人事記録の写し
 - 五 その他参考となる資料
- 4 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営の承認を申請する場合（第15条第4号イからトまでに掲げる基準に適合するものとして承認を申請する場合に限る。）には、別紙様式第9による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。
- 一 機構役職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
 - 二 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面
 - 三 機構役職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど機構役職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書
 - 四 事業主の名義が兼業しようとする機構役職員の名義以外の名義である場合にお

いては、当該事業主の氏名及び当該機構役職員との続柄並びに当該機構役職員の当該事業への関与の度合

五 機構役職員の人事記録の写し

六 その他参考となる資料

(自営の兼業の報告)

第17条 許可を受けて自営の兼業を行う機構役職員は、兼業の状況について、氏名、所属及び職名のほか次に掲げる事項を毎年1月末日までに、当該兼業の状況を機構長に報告しなければならない。

一 不動産又は駐車場の賃貸の場合

イ 賃貸する不動産又は駐車場の種類、件数及び規模の内訳

ロ 賃貸する不動産又は駐車場の種類ごとの賃貸料収入の予定年額

ハ 賃貸する不動産又は駐車場の管理の方法

二 太陽光電気の販売の場合

イ 販売に係る太陽光発電設備の定格出力

ロ 収入の予定年額

ハ 販売に係る管理の方法

三 機構役職員の有する知識・技能をいかした事業の場合

イ 事業の名称、内容及び所在地

ロ 営業日及び営業時間

ハ 機構役職員の有する知識又は技能と事業との関係

ニ 収入の予定年額

四 社会貢献に資する事業の場合

イ 事業の名称、内容及び所在地

ロ 営業日及び営業時間

ハ 社会貢献に資する事業と判断した理由

ニ 収入の予定年額

五 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業の場合

イ 事業の名称、内容及び所在地

ロ 事業の業務の遂行の方法

ハ 事業の継承の事由

ニ 収入の予定年額

2 前項の規定に定める報告は、次の各号に掲げる兼業に応じて、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の兼業 別紙様式第10

二 太陽光電気の販売に係る自営の兼業 別紙様式第11

三 機構役職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営の兼業 別紙様式第11の2

四 社会貢献に資する事業に係る自営の兼業 別紙様式第11の3

五 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営の兼業 別紙様式第12

(自営の兼業の許可の取消し)

第18条 機構長は、規程第6条の規定に基づき許可した兼業が第15条第1項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(営利企業の事業に直接関与しない兼業)

第19条 規程第7条第1号に規定する「営利企業の事業に直接関与しない兼業」とは、次に掲げるものをいう。

一 営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合

二 機構が管理する特許(出願中のものを含む。)の実施のため契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合

三 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合。

四 営利企業における研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。)に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合

五 法令又は条例で、学識経験者からの意見聴取を行うことを義務づけられている場合

六 承認事業及び大学認定事業を実施する技術移転事業者(次号において同じ。)が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合

七 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合

八 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

(営利企業以外の法人等の兼業)

第20条 規程第7条第2号に規定する営利企業以外の法人等の兼業とは、次に掲げるものをいう。

一 国際交流を図ることを目的とする法人等の職を兼ねる場合

二 学会等学術研究上有益であると認められ、当該機構役職員の研究分野と密接な関係がある法人等の職を兼ねる場合

三 機構内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等の職を兼ねる場合

四 育英奨学に関する法人等の職を兼ねる場合

- 五 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等の職を兼ねる場合
 - 六 その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるものの職を兼ねる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、原則として許可しない。
- 一 医療法人及び社会福祉法人の役員（理事長、理事、監事、顧問）及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
 - 二 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
 - 三 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに法人格を有しない団体の役員（会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員等）を兼ねる場合であって、前項に規定する職に該当しない場合
 - 四 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
 - 五 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び国立大学共同利用機関法人等の常勤の職を兼ねる場合（ただし、在籍出向又はクロスアポイントメントにより常勤の職に就く場合を除く。）
 - 六 その他兼業によって職責遂行に支障をきたすおそれがある場合（教育に関する兼業）

第21条 規程第7条第3号に規定する教育に関する兼業とは、次に掲げるものをいう。

- 一 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する職を兼ねる場合
- 二 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- 三 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、専ら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
- 四 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、専ら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- 五 国会、裁判所、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の長及

びこれらの機関又は施設の職員のうち、専ら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、原則として許可しない。

一 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合

二 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合

三 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長又はその他の役員の職を兼ねる場合

四 国会、裁判所、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

五 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合

六 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等の常勤の職を兼ねる場合（ただし、在籍出向又はクロスアポイントメントにより常勤の職に就く場合を除く。）

七 その他兼業によって職責遂行に支障をきたすおそれがある場合
（国等の行政機関の兼業）

第22条 規程第7条第4号に規定する国等の行政機関の兼業とは、次に掲げるものをいう。

一 法令、条例等の規定により、国等の行政機関の職を兼ねることが認められている場合

二 国家行政組織法第8条等に規定されている審議会等の非常勤の職を兼ねる場合又は当該審議会等の非常勤の職とその性格、勤務内容、勤務条件等が類似している諮問的又は調査的な非常勤の職を兼ねる場合

三 前2号のほか、国等の行政機関が必要に応じて、設置している職を兼ねる場合（独立行政法人等の兼業）

第23条 規程第7条第5号に規定する独立行政法人等の兼業とは、次に掲げるものをいう。

一 独立行政法人等の内部規程等により、有識者又は学識経験者から意見聴取することを規定している委員会等の委員を兼ねる場合

二 独立行政法人等で共同研究（共同研究契約を締結して行うものを除く。）、共同利用研究等を行うため、当該独立行政法人等の職を兼ねる場合

三 独立行政法人等の非常勤講師の職を兼ねる場合

四 前3号のほか独立行政法人等が必要に応じて、設置している職を兼ねる場合（その他の兼業の許可基準）

第24条 規程第7条第1号から第5号までの規定に掲げる営利企業の役員兼業以外の兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- 一 機構役職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 二 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- 三 機構役職員が申請に係る兼業先との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- 四 兼業することにより、機構役職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。
- 五 その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 規程第7条第6号に掲げる配偶者同行休業中の兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- 一 兼業する事業の経営上の責任者ではないこと。
- 二 兼業することが、機構職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないこと。
- 三 兼業をしようとする機構職員が、配偶者同行休業を開始する前に占めていた職と兼業先との間に物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- 四 兼業のため、社会通念上職員がその配偶者と生活を共にしていないと認められることとなるおそれがないこと。
- 五 兼業のため、機構職員の円滑な復職が妨げられるおそれがないこと。
- 六 兼業先から得る報酬の額が、生活費等のため必要と考えられる範囲を超えないこと。

(その他の兼業の許可の取消し)

第25条 許可権者(規程第7条の規定に定める者をいう。)は、規程第7条各号の規定に基づき許可した兼業が前条の規定に定める許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(雑則)

第26条 この細則に定めるもののほか、兼業及び兼職に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この細則は、令和2年12月1日から実施する。
(関係細則の廃止)
- 2 この細則の実施に伴い、次の細則は廃止する。
 - 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員兼業規程実施細則（平成16年自機細則第24号）
 - 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員等兼業規程実施細則（平成16年自機細則第25号）
附 則（令和8年2月26日改正）
(実施期日)
- 1 この細則は、令和8年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 令和8年3月31日以前に与えた自ら営利企業を営むこと（次項において「自営」という。）の承認のうち、同年4月1日における当該承認に係る事業の経営が改正後の第14条第1項各号及び第2項に掲げる事業の区分に応じて当該規定に定める場合に該当しないものは、同年3月31日を限り、その効力を失うものとする。
- 3 改正後の規定による自営の承認の申請及びこれに関し必要な手続その他の準備行為は、この細則の実施前においても行うことができる。

別紙様式第1（第4条関係）

技術移転兼業承認申請書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿		
下記について、機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第5条及び機構役職員の兼業及び兼職に関する規程実施細則第4条の規定により、申請を行います。		
1 兼業予定者		
氏名（ふりがな）	（ ）	
2 職名等		
職名		
所属		
本給	職表（ ）	級
3 申請2年間の在職状況		
職名（本給表・職務の級）	在職期間	職務内容
	自 年 月 日	
（ ）	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
（ ）	至 年 月 日	

報酬の予定年額	円
役員等の職務への予定従事時間	平均して、1月.....日 1日.....時間 週延べ.....時間
役員等の任期及び兼業予定時間	(任期： 有 ・ 無年) 年 月 日から 年 月 日まで
5 技術に関する研究成果又はその移転についての知見の有無及びその内容	
6 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無	
7 兼業予定者が占め、又は申請前2年以内に占めていた職と技術移転事業者（親会社を含む。）との関係	
8 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
9 その他参考事項	

<p>兼業予定者署名欄</p> <p>上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p>年 月 日</p> <p>署 名</p>

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第2 (第7条関係)

研究成果活用兼業承認申請書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿		
下記について、機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第5条及び機構役職員の兼業及び兼職に関する規程実施細則第7条の規定により、申請を行います。		
1 兼業予定者		
氏名 (ふりがな)	()	
2 職名等		
職名		
所属		
本給	職 表 ()	級
3 申請2年間の在職状況		
職名 (本給表・職務の級)	在 職 期 間	職 務 内 容
	自 年 月 日	
()	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
()	至 年 月 日	
4 兼業予定先		
研究成果活用企業の名称		
所在地		
事業内容 (研究成果活用事業以外の事業を含む。)		
研究成果活用企業の親会社	親会社の有・無 名称： 所在地： 事業内容：	
兼ねようとする役員等の職務内容	<input type="checkbox"/> 役員 (名称) <input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 評議員 (代表権： 有 ・ 無) (業務担当： 有 ・ 無) 職務内容： 研究成果活用事業への関わりの程度： 機構に対する契約の締結の折衝又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務 (研究成果活用事業に係る業務を除く。) : 有 ・ 無	

報酬の予定年額	円
役員等の職務への予定従事時間	平均して、1月.....日 1日.....時間 週延べ.....時間
役員等の任期及び兼業予定時間	(任期： 有 ・ 無年) 年 月 日から 年 月 日まで
5 兼業予定者自らの創出による研究成果であって、研究成果活用企業が事業において活用することを予定しているものの内容	
6 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無	
休職の予定：有（ 年 月 日から 年 月 日まで） ・ 無	
7 兼業予定者が占め、又は申請前2年以内に占めていた職と研究成果活用企業（親会社を含む。）との関係	
8 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
9 その他参考事項	

<p>兼業予定者署名欄</p> <p>上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p>年 月 日</p> <p>署 名</p>

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第3（第10条関係）

監査役兼業承認申請書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿		
下記について、機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第5条及び機構役職員の兼業及び兼職に関する規程実施細則第10条の規定により、申請を行います。		
1 兼業予定者		
氏名（ふりがな）	（ ）	
2 職名等		
職名		
所属		
本給	職 表（ ）	級
3 申請2年間の在職状況		
職名（本給表・職務の級）	在 職 期 間	職 務 内 容
	自 年 月 日	
（ ）	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
（ ）	至 年 月 日	
4 兼業予定先		
株式会社等の名称		
所在地		
事業内容		
株式会社等の親会社	親会社の有・無 名称： 所在地： 事業内容：	
報酬の予定年額	円	
監査役の職務への予定従事時間	平均して、1月.....日 1日.....時間 週延べ.....時間	
役員等の任期及び兼業予定時間	（任期： 有 ・ 無年） 年 月 日から 年 月 日まで	
兼業予定者の親族による株式会社等の経営への強い影響力の有無	有 ・ 無	

5 兼業予定者の職務に関連して有している株式会社の監査役の職務に従事するために必要な知見の内容
6 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無
7 兼業予定者が占め、又は申請前2年以内に占めていた職と株式会社等（親会社を含む。）との関係
8 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
9 その他参考事項

<p>兼業予定者署名欄</p> <p>上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p>年 月 日</p> <p>署 名</p>

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第4（第11条第2項第1号関係）

技術移転兼業状況報告書

年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿

所属
職名
氏名

機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第5条の規定により承認された技術移転兼業の状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について、下記のとおり報告します。

1 技術移転事業者の名称			
2 技術移転事業者の親会社	（親会社の有・無） 名称：		
3 兼ねている役員等の職務内容	<input type="checkbox"/> 役員（名称）..... （代表権： 有 ・ 無 ）	<input type="checkbox"/> 顧問	<input type="checkbox"/> 評議員 （業務担当： 有 ・ 無 ）
4 役員等の職務への従事状況			
日 時	業務の内容		
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			
年 月 日 時 ~ 時			

5 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益			
受領年月日	種 類	価 額	受領の事由
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
6 その他参考事項			

- (注) (1) 5の欄には実費弁償（役員等としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた技術移転事業者から受領した全ての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。
- (2) 5の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他の別を記載するものとする。
- (3) 5の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- (4) 5の「受領の事由」の欄には、役員報酬、役員賞与、株式配当金、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。
- (5) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

別紙様式第5（第11条第2項第2号関係）

研究成果活用兼業状況報告書

年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿

所属
職名
氏名

機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第5条の規定により承認された研究成果活用兼業の状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について、下記のとおり報告します。

1 研究成果活用企業の名称	
2 研究成果活用企業の親会社	(親会社の有・無) 名称：
3 兼ねている役員等の職務内容	<input type="checkbox"/> 役員（名称）..... <input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 評議員 （代表権： 有 ・ 無 ） （業務担当： 有 ・ 無 ） 職務内容：
4 役員等の職務への従事状況	
日 時	業務の内容
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	

5 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益			
受領年月日	種 類	価 額	受領の事由
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
6 その他参考事項			

- (注) (1) 休職にされていた期間に係る4の欄の記載については、「日時」の欄に休職の期間を、「業務の内容」の欄に休職にされていた旨を記載するものとする。
- (2) 5の欄には実費弁償（役員等としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた研究成果活用企業から受領した全ての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。
- (3) 5の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他の別を記載するものとする。
- (4) 5の「価額」の欄には、金銭を受領した場合にはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合にはその利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- (5) 5の「受領の事由」の欄には、役員報酬、役員賞与、株式配当金、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。
- (6) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

別紙様式第6（第11条第2項第3号関係）

監査役兼業状況報告書

年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿

所属
職名
氏名

機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第5条の規定により承認された監査役兼業の状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について、下記のとおり報告します。

1 株式会社等の名称			
2 株式会社等の親会社	（親会社の有・無） 名称：		
3 監査役の職務への従事の状況			
	日 時	業務の内容	
	年 月 日 時 ~ 時		
	年 月 日 時 ~ 時		
	年 月 日 時 ~ 時		
	年 月 日 時 ~ 時		
	年 月 日 時 ~ 時		
	年 月 日 時 ~ 時		
	年 月 日 時 ~ 時		
4 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益			
受領年月日	種 類	価 額	受領の事由
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

5 その他参考事項

- (注) (1) 4の欄には実費弁償（監査役としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた株式会社から受領した全ての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。
- (2) 4の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他の別を記載するものとする。
- (3) 4の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- (4) 4の「受領の事由」の欄には、監査役報酬、監査役賞与、株式配当金、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。
- (5) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

4 兼業予定者の職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無
5 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無
6 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

<p>兼業予定者署名欄</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>署名</p> <p>(□には役職員本人がチェックをする。)</p>
--

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第8 (第16条第2項関係)

自営兼業承認申請書 (太陽光電気の販売関係)

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿 下記について、機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第6条及び機構役職員の兼業及び兼職に関する規程実施細則第16条第2項の規定により、申請を行います。		
1 兼業予定者		
氏名 (ふりがな)	()	生年月日 年 月 日
2 職名等		
職名	(職務内容)	
所属		
本給	職 表 () 級	
3 兼業内容等		
太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地	
	発電出力	kw
	運転開始年月日 (予定日)	年 月 日
収入の予定年額	円	
	年間販売量 (見込み)	kWh/年
	販売価格	円/kWh
太陽光電気の販売に係る管理業務の方法		
4 兼業予定者の職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無		
5 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無		

6 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

<p>兼業予定者署名欄</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>署名</p> <p>(□には役職員本人がチェックをする。)</p>
--

(注1) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

(注2) 発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか小さい方を小数1桁まで記載すること。

4 兼業予定者の職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無
5 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無
6 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項
8 承認を求める期間
年 月 日から 年 月 日まで

<p>兼業予定者署名欄</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>署名</p> <p>(□には役職員本人がチェックをする。)</p>
--

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

4 兼業予定者の職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無
5 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無
6 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項
8 承認を求める期間
年 月 日から 年 月 日まで

<p>兼業予定者署名欄</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>署名</p> <p>(□には役職員本人がチェックをする。)</p>
--

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第9（第16条第4項関係）

自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿	
下記について、機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第6条及び機構役職員の兼業及び兼職に関する規程実施細則第16条第4項の規定により、申請を行います。	
1 兼業予定者	
氏名（ふりがな）	（ ） 生年月日 年 月 日
2 職名等	
職名	（職務内容）
所 属	
本 給	職 表（ ） 級
3 兼業内容等	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
収入の予定年額	円
使用人の人数及び兼業予定者との続柄	
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量	
兼業予定者が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間	
当該事業の継承の事由	

4 兼業予定者の職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無
5 兼業予定者の職務の遂行への支障の有無
6 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

<p>兼業予定者署名欄</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>署名</p> <p>(□には役職員本人がチェックをする。)</p>
--

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第10（第17条第2項第1号関係）

自営兼業状況報告書（不動産等賃貸関係）

		年 月 日		
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿		所属		
		職名		
		氏名		
<p>機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第6条の規定により承認された自営の兼業の状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について下記のとおり報告します。</p>				
賃貸する不動産等	建 物	(独立家屋)	棟 延べ床面積	m ²
		(マンション等)	室 延べ床面積	m ²
		所在地		
	土 地	貸付件数	件 面積合計	m ²
	用途	所在地		
駐車場	駐車台数	台 設備の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	所在地			
その他	(娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産)			
	種類	件数・規模		
	所在地			
	(旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物)			
	種類	件数・規模		
	所在地			
賃貸料収入の予定 年額	合 計		円	
	建 物	(独立家屋)	円	
		(マンション等)	円	
	土 地	円		
	駐車場	円		
その他	円			
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法				
その他参考事項				

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第11 (第17条第2項第2号関係)

自営兼業状況報告書 (太陽光電気の販売関係)

年 月 日	
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿	
所属 職名 氏名	
機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第6条の規定により承認された自営の兼業の状況 (年 月 日から 年 月 日まで) について下記のとおり報告します。	
太陽光電気の販売 に係る太陽光発電 設備の設置状況	設備の所在地
	発電出力 kw
	運転開始年月日 年 月 日
収入の予定年額	円
	年間販売量 kWh/年
	販売価格 円/kWh
太陽光電気の販売 に係る管理業務の 方法	
その他参考事項	

(注1) 各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

(注2) 発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか小さい方を小数1桁まで記載すること。

別紙様式第11の2（第17条第2項第3号関係）

自営兼業状況報告書（機構役職員の有する知識・技能をいかした事業関係）

年 月 日	
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿	
所属 職名 氏名	
<p>機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第6条の規定により承認された自営の兼業の状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について下記のとおり報告します。</p>	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
営業日及び営業時間	
機構役職員の有する知識・技能と事業との関係	
収入の予定年額	円
その他参考事項	

（注）各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第11の3（第17条第2項第4号関係）

自営兼業状況報告書（社会貢献に資する事業関係）

年 月 日	
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿	
所属 職名 氏名	
機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第6条の規定により承認された自営の兼業の状況 （ 年 月 日から 年 月 日まで）について下記のとおり報告します。	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
営業日及び営業時間	
社会貢献に資する事業と判断した理由	
収入の子定年額	円
その他参考事項	

（注）各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。

別紙様式第12（第17条第2項第5号関係）

自営兼業状況報告書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）

年 月 日	
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 殿	
所属 職名 氏名	
<p>機構役職員の兼業及び兼職に関する規程第6条の規定により承認された自営の兼業の状況 （ 年 月 日から 年 月 日まで）について下記のとおり報告します。</p>	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
事業の業務の遂行の方法	
事業の継承の事由	
収入の予定年額	円
その他参考事項	

（注）各欄に記入しきれない場合には、別の様式に記入して添付するものとする。